年　　月　　日

（あて先）　仙台市長

所 在 地

組 合 名

理事長名

定　款

事業計画

　　　　　　変更認可申請書

元号○年○月〇日付で認可を受けた〔定款／事業計画〕の変更について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第34条第１項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

１　変更理由書

２　変更した定款／事業計画

３　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第3条第2項各号に掲げる書類

1. 総会又は総代会の議決を経たことを証する書類

総会又は総代会の開催通知及び議事録

変更同意総括表（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第13条第1項又は同条第2項に定める重要な事項の変更の場合）　他

1. 法第34条第2項において準用する法第9条第2項の同意を得たことを証する書類

区分所有者集計表

区分所有者名簿（同意・未同意）

施行マンションとなるべきマンションの管理規約の写し

建替え合意者集計表

建替え合意者名簿（マンション建替組合設立同意・未同意）

同意書　登記簿謄本　他

1. 新たに施行マンションに追加しようとするマンションについての建替え決議の内容を記載した書類

建替え決議を行った際の管理組合の総会の議事録

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第62条第2項各号に規定する事項を記載した書類（議案書）　他

1. 法第12条第1項第3号を証する書類（隣接施行敷地を含むマンション建替えの場合）
2. 法第34条第3項の同意を得たことを証する書類

債権者の同意書　他

４　図面（事業計画の変更の場合）

５　その他市長が必要と認める書類

備考

1. 変更理由書は変更理由の要点を簡明に記載すること。
2. 変更した定款は、変更した定款の全部又はその部分について、目次に赤線を引き、変更しない目次には「変更なし」と記載すること。
3. 上記３の（3）及び（4）については、新たに施行マンションに追加しようとする同一敷地内に存するマンションがある場合に添付すること。
4. 上記３の（5）については、二以上の施行マンションの数を縮減する場合又は経費の分担について変更しようとする場合で、マンション建替事業の施行のために借入金があるときに添付すること。
5. 上記４は、設立認可申請時のものと、更に変更対照図、設計図を添付すること。

年　　月　　日

（あて先）　仙台市長

所 在 地

組 合 名

理事長名

定　款

事業計画

　　　　　　変更認可申請書

元号○年○月〇日付で認可を受けた〔定款／事業計画〕の変更について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第34条第１項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

１　変更理由書

２　変更した定款／事業計画

３　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第3条第2項各号に掲げる書類

1. 総会又は総代会の議決を経たことを証する書類

総会又は総代会の開催通知及び議事録

定款変更同意総括表（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第13条第1項又は同条第2項に定める重要な事項の変更の場合）　他

1. 法第34条第2項において準用する法第9条第4項の同意を得たことを証する書類

区分所有者集計表

区分所有者名簿（同意・未同意）

施行マンションとなるべきマンションの管理規約の写し

建替え合意者集計表

建替え合意者名簿（マンション建替組合設立同意・未同意）

同意書　登記簿謄本　他

1. 新たに施行マンションに追加しようとするマンションについての一括建替え決議の内容を記載した書類

建替え決議を行った際の管理組合の総会の議事録

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第70条第3項各号に規定する事項を記載した書類（議案書）　他

1. 法第12条第1項第3号を証する書類（隣接施行敷地を含むマンション建替えの場合）
2. 法第34条第3項の同意を得たことを証する書類

債権者の同意書　他

４　図面（事業計画の変更の場合）

５　その他市長が必要と認める書類

備考

1. 変更理由書は変更理由の要点を簡明に記載すること。
2. 変更した定款は、変更した定款の全部又はその部分について、目次に赤線を引き、変更しない目次には「変更なし」と記載すること。
3. 上記３の（3）及び（4）については、新たに施行マンションに追加しようとする同一敷地内に存するマンションがある場合に添付すること。
4. 上記３の（5）については、二以上の施行マンションの数を縮減する場合又は経費の分担について変更しようとする場合で、マンション建替事業の施行のために借入金があるときに添付すること。
5. 上記４は、設立認可申請時のものと、更に変更対照図、設計図をつけること。